

鳥取県告示第310号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大倉土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成21年4月24日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

退任した役員の氏名及び住所

理事	田中朝久	東伯郡北栄町原1113
〃	河野俊一	東伯郡北栄町穂波284
〃	谷本裕	東伯郡北栄町瀬戸462-1
〃	福光克己	東伯郡北栄町大島749
〃	福光永義	東伯郡北栄町大島866-2
〃	田中一弘	東伯郡北栄町西穂波147
〃	田中建二	東伯郡北栄町亀谷1101
〃	山崎信昭	東伯郡北栄町亀谷366
〃	宮川孝行	倉吉市津原408
〃	長柄収	倉吉市谷178-3
〃	田中喜昭	倉吉市鋤147
〃	石川昌美	倉吉市尾原310-1
〃	松井進	倉吉市別所666-2
〃	伊垢離和弘	倉吉市別所496-1
〃	名和猪佐雄	倉吉市穴沢65
監事	河本幹	東伯郡北栄町亀谷242
〃	宮地正吾	東伯郡北栄町穂波262
〃	美田克彦	倉吉市津原669-1

平成21年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	田中朝久	東伯郡北栄町原1113
〃	宮地正吾	東伯郡北栄町穂波262
〃	南場俊一	東伯郡北栄町瀬戸571
〃	福光克己	東伯郡北栄町大島749
〃	福光永義	東伯郡北栄町大島866-2
〃	田中一弘	東伯郡北栄町西穂波147
〃	山本忠人	東伯郡北栄町亀谷620-2
〃	山崎信昭	東伯郡北栄町亀谷366
〃	伊藤公一	倉吉市津原404-1
〃	長柄収	倉吉市谷178-3
〃	田中喜昭	倉吉市鋤147
〃	石川博巳	倉吉市尾原307
〃	松井進	倉吉市別所666-2
〃	伊垢離和弘	倉吉市別所496-1
〃	天野哲治	倉吉市穴沢60-2

監 事 河 本 幹 東伯郡北栄町亀谷242
" 河 野 宏 二 東伯郡北栄町穂波271
" 美 田 克 彦 倉吉市津原669-1
平成21年4月1日就任 任期4年